

Title	金剛童子随心咒に就いて
Sub Title	Description and Study of a MS. of the "Chin-Kang-t'ung-tzu-sui-hsi-chou" (國寶金剛童子随心咒) Vajra kumara cinta mantra) preserved by Maeda Sonkeikaku Library and appointed as a national treasure, in comparison with other extant tantra concerning the Vajra Kumara
Author	岩井, 大慧(Iwai, Hirosato)
Publisher	三田史学会
Publication year	1951
Jtitle	史学 Vol.24, No.4 (1951. 4) ,p.108(548)- 130(570)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19510400-0108

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

金剛童子隨心咒に就いて

岩 井 大 慧

前田侯爵家襲藏國寶「金剛童子隨心咒」の複製印行に際し、これを現存金剛童子關係諸儀軌と比較し、金剛童子の尊像を考察し、譯者その他を考證し、以て解説に代へることとする。

一

前田家所藏の鈔本は、紙本に草行混體の墨書卷子本である。料紙の質は白色薄手の麻紙であるが、いまはこれを裏打してあるために、厚くなつてゐて原形ではない。全長一丈〇二分、一紙の高さ九寸三分、薄墨を以て界線を描く。界の高さ八寸六分、界幅五分五厘、一紙の行數二十八乃至三十八行、全行二百〇九行、一行の字數二十二乃至二十八字、紙數六張、六張各紙の長さで行數は、次のやうである。

第一紙	一尺六寸五分	三十一行
第二紙	一尺八寸七分	三十七行
第三紙	一尺八寸五分五厘	三十八行
第四紙	一尺八寸三分五厘	三十七行

第五紙 一尺八寸五分

三十八行

第六紙 九寸六分

二十八行

表紙には幅九分、高さ五寸五分の題簽を存し、それには

金剛童子法


副多聞
並功德
□□□□
□□□□
□□□□

と書かれてゐる。八字は漫漶して讀めない。

表紙は黄味の勝つた茶地の古金襴で、一面に小菱形つなぎを織出した地に、二重蔓大牡丹の崩し模様を浮き出させてゐる。見返八寸三分の間には、銀切箔を散らし、軸は象牙の切軸である。薄紫色の絹平打眞田紐で巻いてある。全體の調子から見て、表紙も、見返も、軸も、紐も悉く後補に係るものと推せられる。題簽だけは、舊態を存してゐるかと思はれる。

二

本巻中に二様の印記を見る。共に單割で朱の方印である。一は外題「金剛童子法」の最初の「金剛童」の三字の上にかけて一顆、内題「金剛童子隨心咒」の上下に二顆、及び第一紙第二紙の繼目、第三紙第四紙の繼目、第五紙第六紙の繼目に各一顆宛、合計六箇所に鈐してある。印文は「興福傳法」と讀まれる。他の一つは背紙縫繼毎に、合計五箇所にいづれも斜に鈐してある。但し第一紙第二紙の繼目、第三紙第四紙の繼目、第五紙第六紙の繼目にあつては、前記の「興福傳法」印と、重なつて押されてゐる。従つて第二紙第三紙の繼目、第四紙第五紙の繼目には單獨に押されてゐる。印

文は紙背であることと、裏打してあることと、字體が非常な變體であることとで、「圓印」の二字を除いて他の二字は、遺憾ながら讀めない。文部省の國寶指定書には、「至瑞圓印」と讀まれてゐるが、どうしてもさうは讀めない。強いて工夫をこらせば「 (者波圓印)」と讀まれるが、字義ともに不明である。者は老人、波は濟と同じくわたすといふ、圓は園にも苑にも通ずるから、老者を救ふ苑とでもいふ意かとも考へられる。

いづれにせよ寺院に關係のあること疑ない。卷首の内題の下方に、別筆を以て「山階」の二字を見る。このことは、「興福傳法」の印記と並べ考へて、本卷はもと興福寺傳襲のものであつたであらうと察せられる證左とするに十分である。なぜならば、この「興福傳法」とは、興福寺傳法院の略稱であつて、東京美術學校所藏の過去現在因果經・王勃集等にも、これと同様の印があるからである。兩印の捺印された時の前後も亦不明であるが、恐らく「興福傳法」の方が前であらう。

前にも述べたやうに、書體は行草の交り書で達筆であり、温潤のうちに俊穎を藏し、所謂大師流の風格を備へ、よく唐代行草の妙諦を把握してゐる。よつてこれを唐人の手に成ると見るべき點もないではないが、筆者は日本留學僧が、入唐求法の際、唐都長安の譯場に於いて淨寫し將來したものではなからうかと考へる。従つて書寫の年代は奈良朝末期乃至平安朝初期のものであらうと推定される。本文中に間間朱句點及び朱書校合がある。字體から見て恐らく句點・校合共に淨寫者の同筆であらう。

本巻題簽には「金剛童子法」とあり、巻首内題には「金剛童子隨心咒」一名「安陁利金剛」と書し、奥題にはまた再び「金剛童子法」とある。筆者の知見では現存してゐる諸種の藏經中には勿論、諸祖師渡海請來の諸目錄中にも、この題名を見出し得ない。けれども確にこれと關聯あると考へられる經軌は、縮藏にも、卍字藏にも、大正藏にも見え、その釋義と考へられるものも、覺禪鈔や、阿婆縛抄等に出てゐる。

金剛童子法とは金剛童子の修法である。その修法に二部の儀軌が説かれ、共に現在して、今日傳はつてゐるものは左の四種であるが、一と二、三と四は、それぞれ系統を同じくすると思はれるから、所詮は二部に分類されるのである。いづれもその所依經によつて、本地を異にし、尊像も後段詳説するやうに、少しではあるが異つて來る。

この金剛童子に關する現存經軌四種は、大正新修大藏經第二十一卷密教部に列記してある。

一、聖迦毘怒金剛童子菩薩成就儀軌經上中下 三卷

大興善寺三藏沙門大廣智不空奉 詔譯

二、聖迦毘怒金剛童子菩薩成就儀軌經上中下 三卷

經題下割注出蘇悉地經大明王教中第六品

唐三藏沙門大廣智不空譯

三、佛說無量壽佛化身大忿迅俱摩羅金剛念誦瑜伽軌法 一卷

南天竺國金剛智奉 詔譯

四、金剛童子持念經 慈覺大師圓仁請來本

金剛童子隨心咒に就いて（岩井大巖）

以上四種の内容に就いては、後段に述べることとする。一は縮藏にあつては、閏帙第十四冊に、卍字藏にあつては、十六套第十冊に收められ、三は縮藏餘帙第一冊に載せられてゐる。二と四とが、縮藏・卍字藏編纂の當時には、未發見のものであつたことはこれで判るのである。

四

金剛童子法を説明するには、先づ順序として金剛童子とは如何なる尊であるか、その尊像は如何なる形相をしてゐるかを解明して進むべきであらう。何となれば、この「金剛童子隨心咒」の劈頭に於いて、修法の順序を示してゐるところに、次のやうにあつて、

第一畫我一形相、第二依我壇法 第三清淨齋戒

第四香乳悉安供養、第五稔即訟咒 取救衆生

この修法に於いては、先づ金剛童子の形相が問題となるからである。

前にも一方述べたやうに、その所依の經によつて違つてゐる。いづれの經軌にあつても、天部に屬することは同じであるが、一及び二

即ち一、聖迦梘忿怒金剛童子菩薩成就儀軌經にあつては、金剛薩埵の化身とし、梵名を迦梘句路駄 Kani-krodha または單に羯梘 Katuni としてゐるに對し、三、佛說無量壽佛化身大忿迅俱摩羅金剛念誦瑜伽儀軌法にあつては、西方無量壽佛即ち阿彌陀佛の教令輪身であるとし、梵名を跋折羅俱摩羅 Vajira-kumara としてゐる。跋折羅は金剛、俱摩羅

は童子といふことである。またの異名を蘇薄胡(蘇婆呼) Subāhu ともいふ。これを金剛兒と譯す。

金剛童子の尊像の表現も、所依經によつて異なるばかりでなく、同一儀軌中にも種種相が現はれてゐる。けれどもいづれも忿怒の童子形を現じ、手に三鈷または獨鈷の金剛杵を執つてゐる。金剛童子といはれる所以である。

尊像は身肉色なるを普通とするが、或は青色、赤色、黄色の場合がある。そこで身青色なるを青童子、赤色なるは赤童子、黄色なるを黄童子と呼んでゐる。不空三藏所譯になる一及び二に見えてゐるのは、前の二者に屬し、金剛智所譯の三に現はれるのは、後者に屬する。即ち聖迦棍忿怒金剛童子菩薩成就儀軌經卷上に、その形像を説くところを見ると、

その像は、獨身にして大海中に湧出し、身は吠瑠璃色の如し 身に六臂有り 臂膊臚停にして相貌充滿す、面に三目あり、その目は赤色なり、首に寶冠を戴き、狗牙上出し、口は下唇を齧み、眉を擧めて威怒す、また海中に於いて一の寶山を畫き、像は左足を以て寶山を踏む、山上に妙蓮華あり、以てその足を承く、右足は海水の中に在りて立ち、その半膝を没す。右の第一手は底里賞佉金剛杵を持して擲勢を作し、第二手は母娑羅棒を持す、謂らく棒は一頭にして鐵杵の形の如し、第三手は鐵斧を執る。左の第一手は棒を把り、第二手は擬勢の如く金剛拳を作し、左に頭指を舒べ、第三手は劔を持す。一大蛇を以て身上に於いて角絡して繋げ、また一切の毒蛇を以て、膊劔、臂劔、腰條、瓔珞となし、及び耳瑠を髮に繋ぐ、また一大蛇を以て腰に遶らすこと三匝す。身背に圓光の火焰圍遶す。火焰の外にその雷電あり、以て相輔翼す。

とある。これ所謂青童子である。

然るにまた同儀軌同卷別の所に

我今金剛童子像を畫くの法を説かん(中略)畫師當に須らく八戒を受持すべし、菩薩身を畫くに、種種の瓔珞以て莊嚴と爲す、身火色の如し、遍く身上に火焰流出し、右手を以て金剛杵を持し、斜に舉げて上に向け、左手は施願手を作し、脚は阿里荼を爲して、立つて盤石上を踏む。

と記してある。阿里荼(ardha)は後に見える丁字形を言つてゐるものであらう。正にこれ赤童子である。更に同儀軌卷中に

今復た聖金剛童子の像を畫くことを説かん。忿形にして虎皮を裙とし、右手に金剛杵を把り、左手は施願を作す。とも見えてゐる。これ亦一種の形像である。

而してこの尊は、大日經及び胎藏諸軌には出てゐない。それは恐らく、この尊を金剛薩埵の化身となすがゆゑに、後代の阿闍梨達が意樂によつて、これを本地身たる金剛薩埵の曼荼羅中に加へたものであらう。「諸説不同記第四」「胎藏界七集卷上」等に皆その梵名を、迦尼句路駄と言つてゐるのは、即ちこの聖迦尼忿怒金剛童子菩薩成就儀軌經に依據したもので、またその印、眞言等は、後に述べる佛説無量壽佛化身大忿迅俱摩羅金剛念誦瑜伽儀軌法から採つたものであることは、疑ないもののやうである。因に不空譯別本二にも、形像に關する記載があるが、二三の字句の相違に過ぎないから、いまは省略に従ふこととする。

次に金剛智所譯の三、佛説無量壽佛化身大忿迅俱摩羅金剛念誦瑜伽儀軌法によると、

次に本尊像を畫かん。長さ一尺五寸、丁字をなして立つ、足は青蓮華を踏み、身は黃雲色を作し、髮赤く、上繚亂し、種種諸の瓔珞・環釧を付し、以て身を嚴にし、虎皮を用ゐて胯に纏ふ。左に拔折羅を執り右を施無畏に下ぐ。

當に極迅の形と作すべし。左に一金剛を畫き、四臂黃雲色、杵輪索刀を執る、右兩臂は一手拳印を作り、次は劫鉢羅羅を持す、腰臂膀に龍を纏ふ。前の俱摩羅衆、八部衆圍遶す、上に五色祥雲あり、諸天妙華を散じ、忉利天王軍、四王の各使者及び頻那夜迦皆命を請じて教を奉ず。

とあり、前述の形像と異るところは、身色黃雲色なるばかりでなく、金剛杵、施無畏の手の左右各所を異にしてゐる。然るに、更にまた同一儀軌に、別の畫像法を説いてゐる。即ち

身五尺八寸、形は紅蓮色に作り、眼は二方より長く、衣服は赭黄色にして、脚は金蓮華を踏み、右手に拔折羅を上

に擧げて擬勢の如し、左には金蓮華を持す。髪は少しく黄にして右に旋り、獨髮頭冠を籠む。髪の上際は二方なり、髮中に立てる化佛あり、右は錫、左は澡罐なり、兩邊の背に一佛あり、錫杖を持して金色なり。

とある。これいづれも所謂黃童子である。併し後者五尺八寸像の方は、形紅蓮色、衣服赭黄色とあれば、稍と赤童子に似てゐるやうにも思はれる。

以上は經軌に表はれた形相を示したものであるが、望月信亨博士は、實際畫かれた圖像から次のやうに表現されてゐる。「胎藏界曼荼羅金剛部院中、第三行上方より第五位なる雜戲論菩薩の向つて左下に繪かれた金剛童子は、身肉色にして、火髮上に向ひ、面は忿を作し、少しく目を怒らして口を開き、右手は肘を開き垂れて與願手に似たり。右肩の上に於いて七化佛を現す。左手は太だ擧げ、肘を豎て、拳にし、身に向つて三鈷杵を執る。左足は斜に左に屈し、指頭は還つて左に向ひ、右足は蓮華を踏む。頭は右方に側て、眼睛は左眸に在りて視る。頭に圓光あり、袈裟は左肩上に繫けて各各飄下せり。印相は虚心合掌し、二羽に於いて水を交へて虎口に入れ、風は鈎して空の下

を捻し、地輪は豎てて牙の如くす。

と。上來記したところを以て、金剛童子の種種相を述べたつもりである。この像に對して供物を設け、祭壇をしつらへて、修法を行ふのである。

五

この尊を本尊として、息災、調伏、その他のために修する法を金剛童子法といふのである。ゆゑに次にその儀軌について述べる必要があらう。

先きに列掲した四種の經軌中、一、二の不空三藏所譯の二本は、その譯述の年時の前後に過ぎないやうで、内容に於いては、若干の譯字の相違と、事象の具略はあるが、大綱は全く同じであると言つて差支ない。兩本ともに、普通の經典のやうに、序分、正宗分、流通分の三段に判然と分れてゐる。即ち

序分に於いて、

爾時に金剛手菩薩座より起つて佛足を頂禮し、退いて一面に坐し、合掌して佛に白して言さく、世尊は我を哀愍加持して、已に蘇悉地の諸眞言軌則律儀教法を説きたまへり。我今未來の有情及び末法時の福德なき者、前世に善品を修せず、諸の罪業を作せしを以て、今生に於いて、貧匱を招感し、惡人に逢遭し、鬪諍言訟し、有情を殺害する者の爲に、亦未來に、諸の國王あり、正法をもて國を治めん、隣國の小王國界を侵擾して、正法に遵はず、或は外道ありて、因果を信ぜず、三寶を毀謗し、佛教を滅壞す、是の如き等の種種の有情の爲に、今佛前に於いて、彼

等の類の爲に、この息災、増益、敬愛、降伏等の法を説き、佛法に大威徳神通自在あることを知らしめ、諸の菩薩の一切智を具せることを知らしめ、或はまた諸の修眞言行者あり、衆生の常に悪心を懷き、佛法を破し、師を興して善を害せんと欲するを見て、大悲愍念して、降伏の法を作し、而も彼の人をして、悪業を遂げず、亦未來に三惡趣に墮するを遮らしむ、この故にこの無比大威徳聖迦梘忿怒金剛童子儀軌の法を説きたまふ。
と記してゐる。

次に正宗分に於いては、具さに金剛童子供養儀軌を説き、また阿修羅宮に往いて妙藥を受ける法、伏藏せる寶を得る法、安怛俱那成就法（隱形法）悪人降伏の法、敬愛を得る法、乃至除病法、安産法等、無数の法を説くこと、いまこの「金剛童子隨心咒」に説くところの如しとある。

またその中に、この童子法の典據を擧げ、並びにその悉地を得たる驗者を出して左の如く記してゐる。即ちこの經は蘇悉地大明王教中の第六品の一品これなり。この法は南天竺國境の苾芻訶哩拔摩カイベツマこの法の中に於いて、持誦して大效驗の成就を得たり。

とある。更にこの法の悉地は、他法と異にして、頗る得易きことを説き、次のやうに述べてゐる。

この法は設ひ四重五無間罪を犯して、現生に持誦するも、成就の分なき者も、曼荼羅に入り、灌頂を受けて念誦するに由つて、現生に則ち一切の成就を得ん。如何に況や餘の淨住して、戒行を具する者に於いてをや。
と見えてゐる。

最後に流通分に於いては、

爾時に金剛手菩薩摩訶薩、諸の有情を利益安樂せしめんが爲の故に、普通の儀軌を説き、未來末法の時に淨信修行して、大乘を樂む者、及び懈怠懶惰にして、慧と方便とを具せざる者の爲に、速に福德智慧を集めて、眞言行を修せんと題し、正法を護持する帝王に、國界を加持して、人民豊樂にして、諸の災禍なく、吉祥福德ならしめんが爲に、是の故にこの妙眞言門を説く。時に金剛手菩薩即ち眉間より光明を出だし、聖迦毘怒金剛童子を照觸加持し、已つて即ち伊舍那等の梵王、摩醯首羅諸天等に、告げて言はく、汚應に我の所説の大忿怒明王金剛童子の息災、増益、降伏、敬愛、入修羅宮、安怛俱那(隱形法)、騰空等の成就法を頂愛すべし、上の如き等の儀、汝等助護して、速にこの聖迦毘怒金剛童子の法を成就せしめて、疑惑を生ぜしむることなく、如法に奉行せしめられよ。

と説いてある。以上の三分段を熟讀して仔細に、この「金剛童子隨心咒」を讀誦含味すれば、略ぼその經意を推知することが出來ると信ずる。

次に金剛智三藏所譯の俱摩羅金剛忿誦瑜伽儀軌法一卷と、慈覺大師圓仁の請來本たる金剛童子持念經一卷とは、いづれも、前掲の不空所譯の廣儀軌の略出かとも考へらるべきであるが、梵本は勿論別本として傳はつたもので、従つて兩者の間には交渉なく、別譯されたものに相違ない。それは形像の場合に於いても既に見たやうに、兩者の間に相違點あるを認めざるを得ないからである。

六

ここに金剛童子隨心咒そのものに就いて述べる順序となつた。開卷第一行に、「金剛童子隨心咒一名安陁利金剛」と

見え、また第三紙七十五行目に、「金剛安施利咒」と記されてゐる。安施利は interior, soul, heart 等を意味する梵語 Antara といふ言葉の音譯で、心、内心等を意味し、この尊に對して加持し祈禱すれば、心の欲するがままに、成就すること疑なしといふ意でつけられたもので、隨心咒は即ちその意譯であらうと考へられる。語尾の ra を利と音譯することは、一見不穩當のやうでもあるが、この鈔本第十一行の中にも、Kumara を俱摩利と音譯してあることを參照すべきである。なほ語中の ra を利と譯した用例は St. Julien, Méthode pour déchiffres, etc. Paris 1861 p. 138. にも記されてゐる。

さてこの巻を通觀すると、大體四部に分段して考へることが出來ると思ふ。即ち開卷第一の分段は、

童子言我於爾時共火頭金剛大力士、俱於世尊前頭慕欲取火光咒神王首自往調伏云云

に初まり、第三紙七行目「童子法了」に至る七十四行である。第二段は、

爾時金剛安施利咒、治一切病及種種媛邪魍魎精獸天行時氣、亦咒神符、亦淨道場結壇護戒云云

に初まり、第四紙中央少し左寄のところ、

又法患痔病者咒俳個一百八結并水洗痔其病立愈

と本文が終つて、その下に

右已上是摩尼跋隨等譯之

と割注してゐるところ迄、凡べて五十四行である。

第三分段は、

若受持法月八日佛前燒香訟咒一千遍、然後在淨室中取白芥子胡麻粳米鹽等分和之云云に初まり、第五紙略ぼ中央に

此已上是曇无讖譯之、此功能總四百條、其本希有勿妄傳之と割注せるところ迄の三十六行である。

第四分段は、

此功能、梵摩國王禁此功能、勿令人得、羅什法師於此國宿、夜有諸天、於王宮中、將此金剛功能與羅什云云に初まり、第六紙卷末奥題「金剛童子一卷」に至る三十六行である。

以上の四分段に就いて、仔細に検討を試みるに、第一段に於いては譯者を掲げず、ただ「童子法了」と見えるばかりであるが、第二段には「摩尼跋隨〔如意賢〕等」の譯になることを明記し、更に第三段には、大般涅槃經その他幾多の翻譯を遺して著名な曇无讖の譯になることを示し、最後の段に、金剛童子法の漢土へ傳へられたのは、鳩摩羅什が梵摩國に於いて、この傳授を得たことに由來する次第を記してあるところを見れば、第一段は恐らく羅什三藏の所譯に係り、以下時代順に摩尼跋隨、曇无讖の譯するところを掲げ、最後にこの鈔者または原編者の知識に基づいて、この法の傳來の歴史と、その功能とを補記したものと考へられる。第一段が羅什の譯本であらうことは、梵語を支那の事物にあてはめる場合に、悉く「秦言何某」と記してあることによつても推察せられる。羅什が前秦の苻氏、後秦の姚氏に招聘されて漢土に來り、大いに譯經に従事したことは、言ふ迄もなく周知の史實である。また摩尼跋隨といふ譯經に就いては、他に全く所傳がないけれども、羅什と曇无讖との中間にあつて來支し、譯經に携さはつた人であらう。

各段の原本がどんな關係にあつたかは全く不明であるが、いま各段を比較讀合はせて見ると、第一段と第三段とが、少くとも原の梵本が同一のものであり、翻譯者の意志によつて、各各その採る箇所を異にした抄譯であるらしいことが判る。いま一二の例を示せば、

第一段（第二紙第五行目）

若持此咒起月八日於佛前燒香、誦一千八遍、然後在淨室中、取白芥子胡麻粳米鹽等、分和一處、夜欲眠時、誦咒一遍、一度安火中燒之、如是卅二遍即眠、夜夢見樹上生花菓爲其藥、盛赤銅器中。

若用時牛糞汁洗口咒水七遍、洗小兒目三七遍、遣合眼注心咒此小兒三遍、以去須叟見佛及金剛、

第三段（第四紙第二十三行目）

若受持法月八日、佛前燒香、訟咒一千遍、然後在淨室中、取白芥子胡麻粳米鹽等、分和一處、置銅器、夜眠時、訟一遍。一度取華燒之、如是卅九遍、若夜夢見樹生花菓之相、卽是爲驗、又法若欲使男女大小看事者、以牛糞汁漱口咒水二七遍、洗小兒目三七遍、遣小兒閉目注心、咒此小兒二七遍、須叟見佛及金剛。

若干數字の異同、譯語配置の前後、譯字の相違はあるが、同一原本からであることは認められよう。末尾のところの第一段に「見佛」とあるを、第三段に於いて「佛見」と書寫を誤り、校合して氣付いたと見え、「見」字の右にレ（返點）を付してゐる。次に更に面白い事實は、

第一段（第一紙二十七行目）

若有人至心受持此咒、誦一遍、有一化佛從口出。

同 (第二紙十五行目)

此咒護身、利官、降魔怨、若人持如法誦一遍、化佛從口出、命終往生阿彌陀佛前、轉却業部、自餘隨事。

第三段 (第五紙第一行目)

此咒護身、命利官免難、降伏惡魔、久久受持之者、如此誦一遍、一化佛即從其口出、命終之日、定生阿彌陀佛國、業障自除、自餘之事、依如下說。

第一段には、初めの化佛口より出づることのみで、他の部分を省いてゐるが、後の部分は同源異譯であることは、一目瞭然であらう。

そこでここに問題とすべきは、この信仰者は、命終の後に阿彌陀佛國に往生するといふ一事である。第一段の「童子法」と言つてゐる部分も、第三段曇无讖所譯の部分も、金剛智所譯の佛說無量壽佛化身大忿迅俱摩羅金剛念誦瑜伽儀軌法に、親縁のあるもので、彌陀の化身としての金剛童子に就いて説いてゐるといふことが判るのである。併し第一段、第三段ともに、形像に關しての記述には少しも觸れてゐない。然るところ幸にも、第二段摩尼跋陀等所譯の條に、次のやうに述べてゐる。即ち

第二段 (第三紙第十九行目)

又欲作其隨心咒法者、先須畫一金剛形、然後作壇供養受法、若造金剛像者、應以好絹而畫之、其綵色不得用膠、用薰陸⁷香汁調色、其像可長一尺五寸而作立勢、脚踏青蓮花上、眼赤、髮向上逆豎、遼亂皆赤色、作其像身如黃雲色、其左手向上把一拔折羅一杵、其右手向下作施无畏手、手上安種種瓔珞・環釧、其項下皆著瓔珞、其面極迅形勢

とある。そしてこの後に作壇法を説いてゐる。

この形像も亦、金剛智所譯の、俱摩羅儀軌法と略ぼ同源なることを知り得るのである。然るに摩尼跋隨なる譯者は、前にも述べたやうに、曇无讖、金剛智、不空等が、多くの譯經を残してゐるのに反し、他に何等傳ふるあるを聞かない。恐らく一譯場にあつた一譯僧で、天竺或は中央亞細亞から來支してゐたものであらう。而してこの隨心咒の成立した當時には、不空譯も金剛智譯も未だ出來なかつたのではないかと考へられる。

第四段は、不空所譯の儀軌經に悉地を得た驗者として、南天竺國境の苾芻訶哩拔摩を擧げてゐると、同様の目的に於いて、鳩摩羅什がこの咒法の内容を得た例を記載したものである。

即ち

此功能、梵摩國王禁此功能、勿令人得、羅什法師於此國宿、夜有諸天、於王宮中、將此金剛功能與羅什、羅什得之、遂來於此漢國、此功能作者皆成、是故梵摩國王祕之、若行得者祕之勿傳

とあるのがそれである。

以上吟味し來つたところによれば、この「金剛童子隨心咒」は、不空所譯（一、二）よりは、金剛智所譯（三）に親縁關係の深いものであることがかなり力強く言へると思ふ。いづれにせよ、鳩摩羅什、摩尼跋隨、曇无讖の三者譯するところのこの「金剛童子法」なるものは、現存してゐるいづれの大藏經にも収録されてゐない希有の祕經といふべく、國寶たる所以である。然らばどうしてこれが傳はらなかつたかといふと、鈔本中にも繰返へし出てゐるやうに、傳へないやうに堅く禁じてゐる。即ち曇无讖の條に、（判注）

此功能總四百條、其本希有勿妄傳之

と見え、鈔本の出來た當時から希有なことが判る。羅什の梵摩國王のところにも、

梵摩國王禁此功能、勿令人得

ともあり、

是故梵摩國王祕之、若行得者祕之勿傳

と記されてゐる。卷尾最後の行にも

此功德甚難有、勿妄傳說祕之

と書かれてゐる。少くとも翻譯初期にあつては、この禁が堅く守られてゐたものらしい。不空や金剛智の頃になると、その禁が幾分ゆるくなつたものと考へられる。

この鈔本が傳へてゐる三者の所譯は、假令それが各譯者とも、全譯ではないといふところに、若干の遺憾の點があるとしても、金剛童子法が翻譯される上に、かかる諸大家が既に著手してゐたといふことを知るばかりでなく、南北朝、隋唐にかけて、本尊の信仰が遍く普及しかけてゐたことが知られる點からも、實に大切な史料であると考へられる。そしてまたこの時代に盛行した淨土信仰、阿彌陀佛國への往生と、本尊の信仰とが結びついてゐることも、思想史的方面から見て大事な史料であること力説しておく。

最後にここで前節に見える羅什が、この修法を受けたといふ梵摩國に就いて、一言觸れておく必要があらう。

梵摩は漢譯藏經に於いては、常に Brahma, Brahma の對音として用ゐられてゐるが、梵摩國乃至梵摩國王の名は、他に所見がない。ただ僅かに三國の吳の康僧會の譯に係る「六度集經」卷八、梵摩皇經の條に、釋迦が未だ成佛しない前に、七年に互る衆生愍濟の功德によつて、壽終るや、魂靈上天に昇つて梵皇となり、梵摩と號し、更に下つて忉利天帝即ち帝釋天となつた次第が記されてゐるけれども、(大正藏經第三卷、五二頁、上、Ed. Chavannes, Cinq cents contes et apologues, I, Paris, 1910, pp. 344-346, IV, Paris, 1934, p. 283. この梵摩皇は本生譚中に出て來る人物で、羅什が面謁した梵摩國王と何等關係はない。

出三藏記集卷第十四、(高僧傳卷第二、晉書卷第九五、廣弘明集第二三卷、貞元新定釋教目錄卷第六)等の鳩摩羅什の傳によると、羅什は、年齡僅かに九歳のとき、母に伴はれて罽賓國に到り、その國王の從弟槃頭達多に就いて學び、十二歳にして月氏の北山、沙勒國を経て、再びその生國たる龜茲に歸り、停住二年、詳かに内外の兩典を究め、再度罽賓國に赴いて、その師槃頭達多のために一乘の妙義を具説し、その名聲は西域諸國は言ふに及ばず、遠く支那の内地にも轟き互つた結果、前秦の苻堅は、將軍呂光を遣はして、龜茲を討ち、羅什を請じて長安に迎へしめんとした。時に建元十九年(西紀三八三)。歸還の途次、苻氏已に滅亡したと聞き、呂光の涼州に獨立するに従つて、その地に逗る。後弘始三年(西紀四〇一)、後秦の姚興の招きに應じて長安に到り、大に譯經に努めたといふ。

羅什の行傳はほゞ以上のやうであるが、その涼州遷住以後の行迹が比較的正確であるのに反し、西域在住中の行動業績が、徒らに神怪奇詭、その俊穎聰敏なりしことを傳ふるに急で、果してその幾何が歴史的事實であるかを疑はしめる

ものが多い。これは要するに、支那渡來以前の經歷が十分に知られてゐなかつたことと、傳記編纂者が祖師の行動を神祕化せんとした結果に他ならないが、いづれにしても現存羅什の傳記には、彼が梵摩國に到つたこと、及び彼がその國の宮廷に於いて、金剛童子咒を學んだことは傳へられてゐない。そんなら前記の記載は全く架空のことであらうかといふに、どうもさうではないらしい。ではこの資料をどう解釋したらよいかといふこととならう。

羅什は龜茲 (Kuča) から罽賓 (Kashmir) に赴き、月氏 (Peshawar) の北山、沙勒 (Kashgar) を經て、再び龜茲に歸つたといふのであるから、若し梵摩國といふ國があり、そして羅什がその國に到つたことが事實であるとすれば、この梵摩國は必ず龜茲と罽賓の間になければならない。しかし内典は勿論、外典にもこの方面にかかる國の存在したことは傳へられてゐない。思ふに、梵摩國に就いては、次の二様の考へ方が出來ようと思ふ。

その一つは、梵摩國とは梵天國といふ程の普通名詞であつて、特定の地域を指さず、單に羅什が佛教の聖地に於いて金剛童子法を得て、漢土に傳へたとなし、この法の傳來を神祕化せんとしたものに過ぎないといふ考へ方である。ブリハト・サムヒターの中に、北東區分の一都市として Brahma 國の名があることを參考すべきである。(Indian Antiquary, XXII, Bombay, 1894 p. 172) 他の一つは、梵摩國は即ち罽賓國であらうといふ見方である。南北朝時代に於ける罽賓國、即ち Kashmir は、佛教の本地として漢土に喧傳せられ、魏書、(北史) 等の西域傳にも、その都城を以て善見城にあててゐる位である。善見城は言ふまでもなく、須彌山上三十三天の中央にある帝釋天の居城である。(白鳥博士「西域史研究」上卷四〇五―四〇七頁)。更に前に引用した「六度集經」にも見えるやうに、上つて梵摩となつた釋尊は、また下つて帝釋天となつてゐることから推察すると、帝釋天の居城たる善見城に都すると考へられた罽賓國は、清淨な梵天の世界、即

ち梵摩國であるとせられ、たまたま羅什この地に、その王弟に就いて學んだといふ所傳のあるところから、梵摩國の王宮に於いて金剛童子法を得たと傳へられてゐるのかも知れない。或は當時佛僧達の間には、實際に罽賓國都善見城を梵摩國都と言へば了解されてゐたのかも知れない。兎に角事の真相は、恐らくこれ等二つのうちのいづれかであらう。

因に玄奘の「西域記」^{四卷}（及びこれに基づいた「唐書」^{卷三二}）、「慈恩寺傳」^{二卷}等に婆羅吸摩補羅國の名が見える。

この婆羅吸摩補羅は始めカニンガム氏 (A. Cunningham, Verification of the Itinerary of the Chinese Pilgrim, Hwan Tshang, etc., J. A. S. B., XVII, 2, Calcutta, 1848, p. 26) によれば、Parakrama pura と還音され、ヒマラヤ山南、パンジアーブの東隣 Garhwal 地方の首都スリナガル (Srinagar, Alakananda) 河の流域、カシミールを中心のスリナガルとは別の地である) に當てられ、サン・マルタン氏 (St. Martin, Memoire analytique sur la carte de l'Asie Centrale et de l'Inde, p. 344) も亦これに賛意を表したが、ジュリアン氏 (St. Julien, Memoires sur les contrées occidentales, etc., I. Paris, 1867, p. 231 et. II, Index) はこれを Brahma pura (Brahma pura) と還音したので、カニンガム氏はこれに従つて前説を改めて、この音譯を採用し、更にその地をスリナガルの南方 Rāngāngā 河流域にあるラクハンブル (Lakhan pur) 一名ヴァイラート・パタン (Vairātpattan) に比定した。(Cunningham, Ancient Geography of India, revised, Calcutta, 1924, pp. 407-409)。今日では、これがほぼ定説となつてゐる。(T. Waters, On Yuan Chwang's Travels in India, London, 1904, I, pp. 329-330)。しかしこの地は、羅什とは何の因縁もないところであり、且つまた「西域記」の所記によれば、少學藝、多逐利、人性擴烈、邪正雜信、伽藍五所、僧徒寡少、天祠十餘所、異道雜居とあつて、佛教の甚だ振はないところであつたばかりでなく、婆羅吸摩補羅が果して Brahma pura の音譯であるかど

うかも多少疑がある。(Brahma を婆羅吸摩と譯した例は他にない)。従つて、自分は「西域記」のこの國を以て、この鈔本に見える梵摩國とは、全く別の國と考へるものである。

八

金剛童子法を修する上に、尊像に向つて唱へる神咒がある。これをこの隨心咒の所收神咒と他譯とを比較して、その讀方を示すことも、譯時を決定する手懸りとなるかも知れぬから、繁を厭はず、附記することとした。

金剛童子隨心咒 (第一段第一紙第十一行目)

南謨唵囉怛那多羅夜那、南謨失毘吒、折拔囉但摩利、唵 伽泥 度泥、吽、吽吒 吽吒、沙呵

佛說無量壽佛化身大念迅俱摩羅忿誦瑜伽儀軌法 (金剛智所譯本) に「隨心眞言曰」として

囊漢 囉怛囊 怛囉 夜野、囊莫室戰拏 鼻縛日囉 俱摩囉 唵迦 梏度尼 吽 吽吒 吽吒 吽吒 娑嚩訶

然るところ、不空所譯の方には、この隨心咒に見えるものは收めてゐない。而して金剛智所譯の「金剛童子大身眞言に曰ふ」と述べた後に

囊謨 囉怛囊 怛囉 夜野 囊莫室戰拏 縛日囉 跋拏 曳 摩訶 藥乞叉 細囊鉢多曳 怛爾也 他 唵摩 賀囉日囉 俱摩囉 迦 梏度尼 吽 吽吒 娑嚩訶

とある。これに對應するものと考へられるものが、不空所譯に、「我今聖迦梏忿怒金剛童子眞言印契念誦次第法を説かん」と記し、「根本眞言曰」として載せてゐる。不空譯の別本には、「眞言印契念誦次第法」として收めてゐる。兩者

は、若干の文字と割注の數字に異るところあるのみで、大同である、即ちこれを對比して置く。

曩謨 ナウボウ 喝囉怛曩 アラクシナウ 二合 怛囉 ニ合 夜引野 ナウマクシ 曩莫室戰 ニ合 拏縛日羅 ニ合 播引拏 ニ合 曳 ニ合 三摩訶藥乞灑 ニ合 細曩 ニ合 鉢多 ニ合 上 曳 ニ合 怛爾也 ニ合 他 ニ合 去引

唵 オン 六迦 カニ 尾征 尾征 度額 ドニ 七引八 七引八 發吒 ハツタ 半音 半音 娑縛 ソフ 二合 賀 賀

聖迦柅忿怒金剛童子菩薩成就儀軌經卷上（不空所譯別本ニ）に眞言印契念誦次第法として

曩謨 ナウボウ 引囉怛曩 アラクシナウ 二合 怛囉 ニ合 夜引野 ナウマクシ 曩莫室戰 ニ合 拏縛日羅 ニ合 播引拏 ニ合 上 曳 ニ合 三摩訶藥乞灑 ニ合 細曩 ニ合 鉢多 ニ合 上 曳 ニ合 三怛爾也 ニ合 他 ニ合 去引

唵 オン 五迦 カニ 度額 ドニ 六引發吒 六引發吒 娑縛 ソフ 二合 賀 賀

金剛童子隨心咒中八臂童子咒（第一段第二紙末ヨリ五行前）

南謨 ナウボウ 喝囉 アラクシ 怛那 ニ合 毖羅 ニ合 邪夜 ニ合 南謨 ナウボウ 室毘 ニ合 荼 ニ合 拔折囉 ニ合 婆拏 ニ合 曳 ニ合 唵 オン 伽尼 カニ 度尼 ドニ 鳴 ウシ 二 吽 ニ合 泮 ニ合 二 吒 ニ合 二 騷 ニ合 婆訶 ニ合

これは不空所譯の根本眞言の中「ハ」内を省略した形であることを知る。即ち

曩謨 ナウボウ 一囉怛曩 アラクシナウ 二合 怛囉 ニ合 夜引野 ナウマクシ 曩莫室戰 ニ合 拏縛日羅 ニ合 播引拏 ニ合 上 曳 ニ合 三摩訶藥乞灑 ニ合 細曩 ニ合 鉢多 ニ合 上 曳 ニ合 四怛爾也 ニ合 他 ニ合 去引

唵 オン 六 怛迦 カニ 尾征 尾征 度額 ドニ 七引發吒 七引發吒 半音 半音 娑縛 ソフ 二合 賀 賀

九

この金剛童子を本尊として、息災、調伏、増益、敬愛等を祈願するとき、心に念ずるがままに随つて靈驗あらたかであるといふので、隨心咒と名づけられたのであらうことは、前にも解明したが、なほこの金剛智所譯の方にも明記されてゐる。なほまた覺禪鈔、金剛童子法の卷には、この法に末法利益、現悉地相、現金剛兒身、見諸佛、出化佛、得聞

金剛童子隨心咒に就いて（岩井大慧）

持、爲行者天王、勝論、得財寶、差毒難、除怖畏、除毘那夜迦障等の功能があるとしてゐる。いまこの隨心咒中にもこれを認ることが出来る。

わが國にあつては、行法の次第は東密にあつては不空譯聖迦拏怒金剛童子菩薩成就儀軌經を依用するがゆゑに、主として青童子を本尊とし、台密にあつては、金剛智譯佛說無量壽佛化身大忿迅俱摩羅金剛念誦瑜伽儀軌法を依用するので、主として黃童子を本尊とする由である。この法は特に三井所傳の祕法と稱せられてゐる。かの寺中に靈地のないところから、早くから熊野を以て修練所となし、かの地十萬の金剛童子は、參社の輩を擁護すと傳へられ信仰されてゐる。この本尊を中心として繪かれた曼荼羅があつて、金剛童子曼荼羅と言はれてゐる。惠印六壇漫拏擲の一として、修驗道の間にも多く行はれてゐると聞く。

なほ以上に引用した文獻の外に、阿婆嚩抄第三百三十三、童子法の卷、圖像抄第八、薄草紙、兩部曼荼羅義記第二、胎藏界曼荼羅尊位現圖鈔私第三、行林第十九、修驗極印灌頂法、修驗最勝慧印三昧耶法、乳味鈔第九、日本國寶全集第四十四等に關係記事がある。好學の士は就いて看られたい。

因に右に掲げた眞言の讀み方は、大正大學教授加藤精神氏の高教に負ふところ多かつたこと、金剛童子の形相その他印相、持物等に關する點に就いては、望月信亨博士編「佛教大辭典」金剛童子の條の記事を援用したこと、西域の地理に關しては、同僚榎學士の助言を得たこと等を明記して茲に深謝の意を表する。